

**長野県とUR都市機構が
「まちづくり支援に係る包括連携に関する協定」
調印式を開催します**

長野県と独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）は、長野県内の市町村が行うまちづくりを支援することを目的として、相互に連携する協定を締結します。

UR都市機構では、地方都市におけるまちづくり支援の強化に取り組んでおり、都道府県とまちづくりに関する包括協定を締結するのは今回が初めてとなります。

については、下記のとおり、調印式を開催しますのでお知らせします。

記

- 1 日 時 平成 30 年 5 月 18 日（金）10 時 00 分～
 - 2 場 所 長野県庁 3 階第三応接室
（〒380-8570 長野県長野市南長野幅下 6 9 2 - 2）
 - 3 出席者 長野県知事、UR都市機構理事長ほか
 - 4 次 第 協定概要説明、協定調印、写真撮影、挨拶（長野県、UR都市機構）
 - 5 本協定に基づく主な取組み事項
 - ・「信州地域デザインセンター（仮称）」（※）の構築に向けた検討
 - ・「老朽化した公共施設や空き地、空き家などの利活用」、「民間の力を借りたまちの活性化」などの相談への対応と、必要に応じた事業化の支援
 - ・専門家の派遣による、各種事業及びコーディネートの実施
- （※）信州地域デザインセンター（仮称）とは
まちづくり支援のための広域型プラットフォーム。コーディネーターが常駐し、市町村からの相談に対してアドバイスや専門家とのマッチングを行う仕組み。定期的に研修会等を実施し、まちづくりに携わる人材を育成も行う。

（お問い合わせ先）

長野県

建設部 都市・まちづくり課

（電話）026-235-7297

UR都市機構

本社 都市再生部 全国まちづくり支援室 まちづくり支援課

（電話）045-650-0870

本社 広報室 広報課

（電話）045-650-0887

<協定締結の背景及び目的>

1) 背景

UR都市機構では、地方都市等における、コンパクトシティの実現に向けた都市構造の再構築といった政策課題に対し、「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017年改訂版)」も踏まえ、地方公共団体、まちづくり活動の担い手等と連携しつつ、都市機能・居住機能の誘導、老朽建物・低未利用地の再編・再整備及び中心市街地の活性化、地方再生コンパクトシティの支援やPPP/PFIの活用等における民間事業者との連携等のノウハウの提供を行い、各地域の特性を踏まえた地域活性化に取り組んでいます。

2) 目的

長野県とUR都市機構が相互協力の上、長野県が行う県内のまちづくりの支援やまちづくりに携わる人材の育成支援を実施することにより、未来に続く魅力ある地域社会の構築に寄与することを目的とします。

<UR都市機構とは>

【沿革等】

昭和30年に設立された日本住宅公団を母体として、昭和56年に宅地開発公団、平成16年に地域振興整備公団を統合して現在に至る。

資本金10,717億円(平成29年3月末現在)、職員数3,187人(平成30年4月1日現在)

【主な業務内容】

1. 都市再生

都市再生のプロデューサーとして構想企画、諸条件整備等のコーディネート業務やパートナーとしての事業参画を通じ、全国で地方公共団体や民間事業者による都市再生を推進。

2. 住環境

旧公団から受け継いだ約74万戸の賃貸住宅について、居住者の居住の安定を図りつつ適正な管理を行うとともに、バリアフリー化、間取り改善、社会状況に応じた設備水準の向上を目的としたリニューアル住宅の供給、屋外環境の整備、建替事業等により、団地の総合的な再生・活用を実施。

3. 災害復興

震災等の被災地の復興事業や都市の防災機能の強化を支援。

4. 郊外環境

少子高齢化への対応、環境共生、安全・安心のまちづくりをテーマに地域の特性を活かし、魅力ある郊外や地方居住を実現